

## 第10節 鳥獣保護管理対策

### 1 鳥獣保護管理対策

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可事務を行っています。また、市民の生活環境に係る被害の防止及び市内生態系に係る被害の防止のため、アライグマ、タイワンリス、ハクビシン、カラス等の捕獲等を昨年と同様に実施しました。中でも、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「特定外来生物法」という。）で特定外来生物に指定されているアライグマについては、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行いました。

#### (1) 鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可状況

##### ■ 令和5年度鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可件数（単位：件）

内容	件数	
	市事業	個人申請等
生活被害等防止のための捕獲許可	2	96
農業被害防止のための捕獲許可	12	
傷病保護のための捕獲許可	2	
生態系に係る被害防止のための捕獲許可	0	
学術研究のための捕獲許可	1	
計	113	

#### (2) 野生鳥獣による生活被害等に係る相談内容

野生鳥獣による生活被害等に係る相談の受付を行っています。有害鳥獣による被害相談の内容は、アライグマ・ハクビシンによる人家への侵入、フン害、庭木や家庭菜園の収穫物の食害等が報告されました。また、タイワンリスでは庭木の果樹の食害や庭木の皮をはぐ等の被害、カラスでは早朝からの騒音や繁殖時期の威嚇等の被害が報告されました。相談件数は下の表のとおりです。

##### ■ 相談件数

（単位：件）

種類 \ 年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
アライグマ(*)	218	149	107	204	181	185	191	228	361	506
ハクビシン	45	136	169	153	112	149	149	136	167	150
タイワンリス	23	20	33	13	28	14	18	19	32	57
カラス	85	107	126	134	107	100	124	115	135	125
その他の鳥獣	151	198	311	272	242	283	360	345	351	318
計	522	610	746	776	670	731	842	843	1,046	1,156

※ アライグマと確認できているもの、アライグマ・ハクビシンの判別のできないものを含む。

### (3) 生活被害防止のための捕獲

野生鳥獣による生活被害防止のための原因鳥獣の捕獲等を実施しており、生活被害防止の施策を実施しても効果のない市民宅等へ、捕獲檻の貸し出し及び捕獲された個体の引き取り処分を行っています。捕獲数は下の表のとおりです。

■ 鳥獣保護管理対策業務による捕獲数 (単位：頭又は羽)

年度 種類	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
アライグマ	18	32	26	24	34	52	51	116	65	145
ハクビシン	30	18	11	15	26	31	26	35	34	35
タイワンリス	79	91	107	17	65	34	76	24	39	74
カラス	25	22	29	30	29	22	26	26	22	0
計	152	163	173	86	154	139	179	201	160	254

### (4) 生態系に係る被害防止のための捕獲

外来鳥獣のうち特定外来生物法で特定外来生物に指定されているアライグマについては、神奈川県で第3次神奈川県アライグマ防除実施計画(平成 28 年度～令和5年度)が策定され、それに基づき本市では、市内緑地を中心に生態系に被害を及ぼすおそれがあることから、平成 24 年度から積極的な捕獲を行っています。(令和 5 年度は生活被害防止のための捕獲が増加したため未実施)

■ 外来鳥獣捕獲事業による捕獲数 (単位：頭)

年度 種類	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
アライグマ	3	4	3	3	9	4	10	36	51	-
ハクビシン	0	0	0	0	0	4	0	1	11	-
タイワンリス	2	15	8	0	2	0	0	2	9	-

### (5) 傷病鳥獣の保護

令和 5 年度は、傷病鳥獣の保護捕獲や保護施設等の案内をするとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。令和 4 年度までは、第 13 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画(令和 4 年度～令和 8 年度)に基づき、けがや病気をした野生鳥獣(アライグマ、タイワンリス、ハクビシンを除く)を保護捕獲し、治療が必要な個体については、傷病鳥獣救護機関へ搬送を実施していました。神奈川県自然環境保全センター等の傷病鳥獣救護機関へ保護搬送等を行った件数は、次の表のとおりです。

■ 傷病保護件数

平成 25 年度	19 種 52 個体	ハイイロウミツバメ・ヤブサメ・ノスリ・タヌキ等
平成 26 年度	25 種 64 個体	ウグイス・シジュウカラ・ハクセキレイ・タヌキ等
平成 27 年度	19 種 59 個体	フクロウ・ウミネコ・カワセミ・タヌキ等
平成 28 年度	14 種 44 個体	カワセミ・ウミネコ・タヌキ等
平成 29 年度	14 種 42 個体	アオサギ・カワセミ・カルガモ・タヌキ等

平成 30 年度	19 種 47 個体	アオサギ・カルガモ・イソヒヨドリ・タヌキ等
令和元年度	18 種 40 個体	アオサギ・カルガモ・カワラヒワ・ユリカモメ・タヌキ等
令和 2 年度	14 種 29 個体	アオサギ・アオジ・オオタカ・ハヤブサ・タヌキ等
令和 3 年度	12 種 43 個体	アオサギ・ツバメ・ウミネコ・オオルリ・オオバン・ジョウビタキ・タヌキ等
令和 4 年度	7 種 13 個体	ミゾゴイ・メジロ・アオサギ・アオバズク・スズメ・トビ・タヌキ

※ 神奈川県内では、傷病鳥獣の保護施設までの持ち込みは、保護した者が行うこととなっています。令和 4 年度までは藤沢市は、保護した市民に代わり保護施設までの搬送を行い、県が開設している神奈川県自然環境保全センター又は、県の依頼を受けて保護収容に協力している公益財団法人横浜市緑の協会所属の動物園（野毛山・金沢・ズーラシア）のいずれかの保護施設に搬送していました。



■ ミゾゴイ



■ アオバズク

## 2 鳥獣保護区

鳥獣の保護を目的として神奈川県が設定する鳥獣保護区が市内 8 箇所に設けられています。

### (1) 藤沢市内の鳥獣保護区一覧

#### ■ 藤沢市内鳥獣保護区

	鳥獣保護区名	面積 (単位：ha)
①	引地川沿い緑地鳥獣保護区	22.1
②	聖園愛護地区鳥獣保護区	24
③	境川沿い緑地鳥獣保護区	14.6
④	城南緑地鳥獣保護区	4.8
⑤	江の島鳥獣保護区	120
⑥	大庭城址鳥獣保護区	15.2
⑦	少年の森鳥獣保護区	9.3
⑧	新林公園・川名緑地鳥獣保護区	32.8

※江の島鳥獣保護区は  
江の島の周囲海面 300mを含む

## (2) 藤沢市鳥獣保護区位置図

